

われらの学校生活(校則)

～生徒手帳抜粋～

われわれは憲法と教育基本法の精神に則り、人格の完成と文化の発展に貢献する資質を養い将来光栄ある民主主義的市民となるために、学校社会における共同生活を円滑にする実践活動の大綱を定める。そもそも民主主義は、すべての人間の人格の尊重を基礎とし相互の正当なる権利を擁護主張すると共に、義務と責任をあくまでも負担する事から出発している。その上に広く行きわたった良識とそれに導かれた友愛協力の精神と、勉強と努力に依って自らの生活を高く築き上げて行こうとする強い意志とから実現されるものである。これらの根本精神をよく理解して生徒各人が多数の幸福と利益を重んじ、自発的にかつ積極的に正しい学校市民として行動し、三国丘高等学校生徒としての誇りをもとう。

1 学 習

人として生涯継続して行くべき自己練磨の基礎となるものが、学校における学習である。それは始まりであるとともに、基本的なものである。したがって学習は重視されなければならない。

以上の見地に立ってわれわれは次の諸点に努力しよう。

- (1) 自主的に真剣な態度で学習に励もう。
- (2) 現在の学習目標を達成するだけでなく、将来の研修向上のための学習態度を育成しよう。
- (3) 予習によって問題点を把握して授業に臨もう。
- (4) 復習によって学習の結果を定着させよう。
- (5) 健康に留意し、学習条件を整備し、時間を効果的に使用しよう。
- (6) テストの結果により、自己の到達度を正しく知り、今後の学習の改善を図ろう。

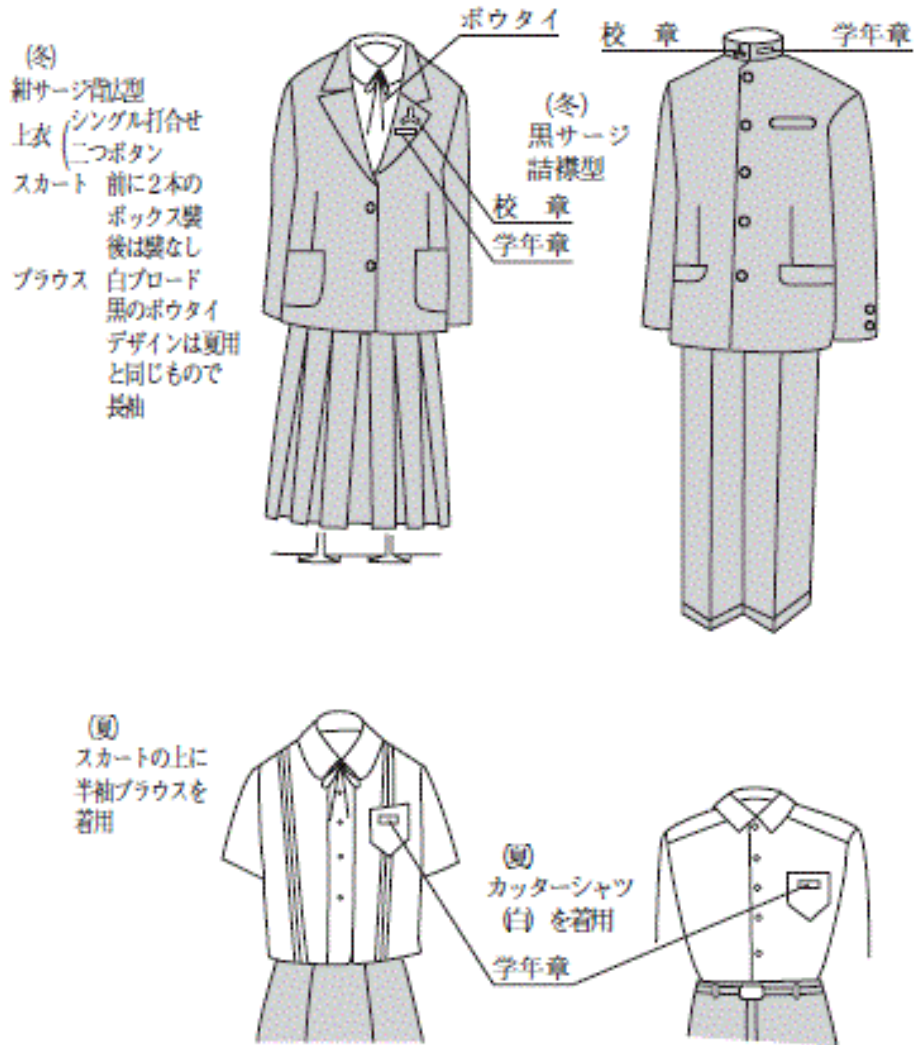
2 服 装

服装はその人の人格を示し、教養を語るものであるから常に端正、簡素、清潔であるよう心がけねばならない。

- (1) 登校の際は必ず正規の服装をする。
- (2) コート、マフラーなどの防寒用具を着用する場合は、華美なものは避ける。
- (3) 頭髪、衣服については、清楚で、気品あるよう心がける。
- (4) 夏、冬とも正規の服装は次の略図の通りである。
- (5) 夏服冬服の着用期間は定めず、気候や体調などに合わせて各自選べる。
なお男子の夏服は白のカッターシャツの類を用いているが、この場合は学年章を女子と同様に左胸部のポケットの上部に付け、冬服の襟につける校章は省く。
- (6) 体温調節等の健康管理のためのベスト、セーター、カーディガンの着用について無地またはワンポイント程度の、黒・紺・白・グレー・ベージュ・茶色とする。
登校時、授業時にカッターシャツ、ブラウスの上に着けてもよい。
(学年章をベスト、セーター、カーディガンの胸につける)

制服略図

女子 男子



男子は右襟に校章、左襟に学年章、女子は左襟に校章、学年章

男子、女子ともトレーナー等を一番上外に着用しない

(学生服、ブレザーの下に着用するのは構わない)

防寒具は華美でないものとし、学生服は変形したものを着用しないこと。

3 態度と言語

共同生活の根本は礼儀作法でありこれに則る態度と言語は人格の表現であるから誠実な態度をとり他人に迷惑を及ぼさないようにして学校生活を明るくしよう。

- (1) 明朗で温和、誰にも好意をもちいつも進んで全体の為協力し他人に奉仕するよう
にしよう。
- (2) 来賓保護者や先生には敬意を表わし、生徒相互も礼儀を守ろう。
- (3) 約束した事は必ずやり遂げるようにしよう。
- (4) 感情はよく自制して粗暴な態度言動を避け、ことに暴力は絶対に使わないように
しよう。
- (5) 集会では静粛を保ち、マナーを守ろう。
- (6) 言語は明瞭に、応答は的確に、発言したことには責任を持とう。

4 校内の心得

学校はわれわれの修業の場所であり将来の公民としての訓練を受ける所であるから、何事にも真面目に行動し、環境の整備と公共物の保全につとめ、他人の迷惑にならないようにしよう。

- (1) 校舎校園を愛護し、学校の保全美化に努めよう。
 - イ) 掃除を丁寧にし、汚さぬようにしよう。
 - ロ) 校舎内では上履きを着用する。
 - ハ) 公共物の使用は丁寧にし、誤って破損した時はただちに学級担任または関係顧問
に届けよう。
- 二) 休講時は図書館または自教室で静かに自習しよう。
(休講は職員室前の休校黒板に記入される。)
- ホ) 屋上は危険であるから許可なしに出ないようにしよう。
- へ) 雨天または運動場の状態がよくない時は運動場を通らぬようにしよう。
- (2) 授業中は、静粛にし、姿勢を正しくしよう。
- (3) 廊下階段では公の場であることを意識し、静かにすみやかに行動しよう。
- (4) 始業時刻の5分前までには登校し、落ち着いた気持で授業を受けよう。
- (5) 登校後は校外になるべく出ない。
- (6) 所有物には必ず学年、組、氏名を明記し遺失物、拾得物は生徒指導部へ届けよう。
- (7) 金品の保持に留意し、高価な学用品や貴重品は持たないようにしよう。
- (8) 集会は必ず生徒指導部に届ける。
- (9) 掲示物やビラは顧問または学級担任の承認を得て生徒指導部へ届け出よう。
- (10) 自転車で通学する場合は、生徒指導部に届け出て、その指示を受けよう。
- (11) 午後6時には完全下校し、定時制に迷惑をかけないようにしよう。
- (12) 早退する時は学級担任に届け出、とくに病気、負傷による場合は、必ず保健室
に届けよう。
- (13) 病気負傷などの時、保健室に相談し、または利用した時は学年、組、氏名を備付
簿に記録し、理由処置などを記入しよう。
- (14) 学習、クラブ、学級、その他について、悩みや心配事があれば、担任、クラブ顧
問又は生徒指導部内のカウンセラーに申出て相談し、解決に努めよう。

5 校外の心得

三国丘高校生としての誇りと自覚を持ち良識ある行動をしよう。

学校からの帰途は寄り道しないように。とくに必要ある時は、あらかじめ、保護者に告げておこう。

交通規則を守ろう。万一、事故のあった場合は、すぐ学校に連絡しよう。

夜間はなるべく外出しない。

不健全な場所への出入りや賭事はしない。

アルバイトについては、よくその仕事の性質、環境を調べ、学校、家庭の許可を得てからにしよう。

常日頃から他人に迷惑をかけぬようにし、それが、たとえどんな小さな親切でも勇気をもって実践し世の中を明るく楽しくしてゆくように努めよう。

2017年1月8日改正